

イギリス福祉政策にみる「児童保護」制度の軌跡と課題

田澤 あけみ*

抄 録

イギリスは先駆けて、1889年には児童虐待防止法を制定し、救貧対策からは独立した新しい家族・児童問題として児童虐待問題に対峙してきた。特に1970年代半ばの虐待事例は、児童福祉制度のサブカテゴリーとしての現代イギリスの「児童保護制度」構築の契機となった。以後、21世紀初頭に至るまで、事件の度ごとに公的調査委員会が組織され調査報告書が出され制度が見直され続けてきた。これら公的報告書の勧告では類似の内容の勧告が繰り返され、情報社会におけるマスメディアの反響も大きく影響することとなって、時々の政権や政策も無視できない社会問題となった。本稿では、イギリスの試みを通して改めて、児童福祉政策やソーシャルワークに内在する現代的課題を検証することを目的とする。

キーワード：児童保護，調査報告書，マンロー・レビュー，ソーシャルワーク教育

社会保障研究 2017, vol.2, no.2・3, pp.202-215.

序 概念・用語・課題をめぐって

児童福祉は、近代以降の児童期概念を基盤に政策的含意を志向して構成されたきわめて多義的な概念であると考えられる。児童福祉政策は福祉国家と密に関連し児童のウェルビーイングのための広義の社会的施策であって、工業化や福祉国家等、時々の経済社会政治的誘因に伴い大きく変貌してきた。児童福祉概念は歴史的には身体性への着眼に始まり、次第に心性も認識され始め、さらに産業革命以降の社会問題への関心に伴い、児童は社会問題発生という「脅威 (threat)」か、あるいは社会問題の「犠牲 (victim)」なのか、という

社会政策的見方が登場した (Hendrick, H., 2003 p.1, 2005, p.31)。

イギリスにおける児童福祉の政策的用語としては、カーティス委員会の児童養護 (child care) や1970年代以降の地方自治体福祉局時代の対人社会サービスの掌握する児童・家族を経て、89年児童法にいう「ニードのある児童 (children in need)」,そして2004年児童法以降は「児童ソーシャルケア (children's social care)」に対応すると理解できる。伝統的にイギリス児童福祉モデルは、1948年児童法以降においても救貧法原理を汲み、レジデュアル・モデルが基調であった。このようなレジデュアル・アプローチの影響もあって、児童福祉問題は1970年代半ば以降、児童養護や非行問題などを

* 立正大学社会福祉学部 教授

中心とした伝統的児童福祉政策から、急速に「児童虐待 (child abuse)」のリスク管理に照準を合わせた「児童保護 (child protection)」政策に比重が移った。その結果、むしろ「児童保護」がイギリスの児童福祉の中心となり、児童福祉政策は児童保護サービスに焦点化した軌跡を描くことになった。そして度重なる児童虐待「惨事」の発覚は、狭義の児童福祉領域に止まらず、21世紀初頭にはシーボームの改編以来の関連福祉行政組織の再構成やソーシャルワークの本質論、機能論、そしてアカデミズムを巻き込む養成教育や訓練の問題にまで発展した。

「児童保護」は、児童のマルトリートメントの考え方の拡大に対応して英語圏を中心に使用されるようになったタームである (Jack, G., 1997, p.660)。その系譜はアメリカ小児科医らの1960年代の「殴打児童候群 (battered baby syndrome)」としての「治療」に始まった。児童虐待がこれほどまでに現代の深刻な社会問題化した背景要因の一つには、児童虐待問題理解が、60年代、アメリカのこの「症候群」という病理概念が、問題を病理に縮小してしまい、社会問題としての拡大や複雑性についての認識が過小評価されたとも言われる (Stafford, A., Parton, N., Vincenr, S., Smith, C., 2012, p.34)。そして「児童保護」言説は次第に司法的介入の色彩を強める結果となった。現在の「児童保護」の制度的定義は、「重大な危害 (significant harm) を受けているか、受ける可能性がある」と特定できる児童を保護するための介入」 (Department for Children, Schools and Families, 2010, *Working Together*, p.35) とされている。一方、「児童福祉」概念は児童のウェルビーイングに係るより広義の社会的方策を指すこととする。

本論では、現代イギリスの児童福祉の最大の特質をその意味での「児童保護」主導型と仮説し、児童福祉と児童保護との政策的関係性・位相の分析を通して、イギリス一国の問題にとどまらない、福祉国家における社会福祉政策や児童福祉政策の現代的課題を考察することを目的とする。なお、イギリスの児童福祉政策は、イングランドとウェールズはほぼ同一、スコットランド・北アイ

ルランドはそれぞれ異なっているが、全体としてはともにレジデュアルな政策基調を伝習し、「児童保護」型であることにおいてはイングランドを中心とする政策・制度に代表されるとみなした。

I 「児童保護」問題と児童福祉問題

1 主要な児童虐待ケースについての公的調査の意義

現代イギリスの児童保護制度そして部分的には児童福祉政策は、公的サービスのクライアントが、致命的結果や大がかりなスキャンダルに至った児童虐待や児童を当事者とする「事件」・ケースの検証としての意味を持つ、公的調査報告書の勧告に基づき、その度ごとに法規や行政通達の改訂、新たな指針創設・追加で制度改定がなされてきたという伝統がある。一説では、1948年児童法から2000年代初頭までの約50年間に中央・地方それぞれの政府により70件以上の公的調査の虐待ケースレビュー (調査委員会の組織化) が実施されたとされる (Hopkins, G, 2007, p.35)。特に80年代、その数は増加した。そしてこれらは時々の児童福祉政策と実践に大きな影響を与え続けてきた。これらの調査報告書の内容は、おおよそ3要素から構成されてきた。1つはケースの経緯、2つにはそれに対する専門職・機関の対応策や方法への批判的検証、そして最後には虐待死という専門実践の「失敗」の反復を阻止するための制度上の勧告である (Munro, E., 1998, p.90)。例えば児童福祉政策の要ともいえる歴代の児童法だけでも、1948年児童法は、里親委託先での男児の虐待死についてのカーティス委員会の勧告を受け入れた。1975年児童法の一部には、里親先から家庭復帰させられた女児虐待死の教訓が生かされた。さらに、1989年児童法は、児童への一大性虐待スキャンダルへの制度的対応であった。2004年児童法はアフリカ出身の女児虐待ケースの教訓からの制度化であった。

2 D.オニール・ケースとカーティス委員会

1945年、デニス・オニール (O'Neil, Dennis)

ケースが、初めての公的調査組織の設置となった。彼は、1944年6月戦争疎開児として里子に出された7カ月後、里親による身体的虐待、ネグレクトに起因する栄養失調で12歳で死亡した。1945年4月10-14日までモンクトン (Monckton, Walter) に単独での調査が命ぜられた。モンクトンは、地方当局は里親としての適性を充分調査しないままオニールの委託里親を決め、かつ委託後の里親に対する地方当局のスーパービジョンが欠如していたことが虐待死の背景要因であると結論づけた (Hopkins, G., 2007, p.34)。これらを受け、「児童養護に関する委員会 (カーティス委員会, 1946)」の設立となり、その勧告は、1948年児童法にほぼ反映された。

児童法では児童に関する単一児童局の創設や、有資格のchild care officerの設置等を新たに入れた。そして委員会は、主任child care officerは、高度な学術的資質と際立った行政資質を兼備した30歳以上の女性で、児童の福祉に強い関心を持つ人物が相応しいこと等を勧告した (Stevens, O., 1999, p. 81)。

3 マリア・コーウェル・ケースと現代「児童保護」制度

現在のイギリスの「児童保護」の制度構築に新たな展開を切り開く直接の契機になったのは、1973年1月のマリア・コーウェル (Colwell, Maria) ケースであり、フィールド・フィッシャー (Field-Fisher, Thomas) 調査報告書の勧告であった。マリアは、1971年10月にそれまでの5年間の里親委託から実母の元に家庭復帰させられ、その後まもなく継父により6歳で虐待死させられた。報告書は、担当ソーシャルワーカーは児童の意思を確認しないまま、「楽観主義原則」で実母に帰したことを誤りとした。

このケースでは、専門職対応を批判したメディアの圧力により、ケース検証のためフィールド・フィッシャーを長とする公的調査委員会が組織された。以後、現在に至るまで児童虐待「事件」をめぐるメディアの時々の政策に与える影響は大きくなる一方となった。さらに調査勧告を受け、児

童保護マネジメントの新たな全国的システムが当時の保健・社会保障省 (DHSS, 1974年) の「回状」による方式として採用される契機になった。その後はこれらの回状は虐待ケースの発覚の度により厳密にかつ頻繁に蓄積され、一連の政府指針「ワーキング・トゲザー (Working Together)」となった。主要な制度は、多機関・多職種間のコーディネートやマネジメントのための地区児童保護委員会の設置、調査・介入や援助のための児童保護計画の作成、被虐待児の児童保護簿への登録と抹消の制度化等を特徴とした (Frost, N., Parton, N., 2009, p.60)。そして児童保護システムや公的調査の力点はますます「責任所在」を糾す司法的アプローチに傾き、行政管理方法のより強化を狙った機関相互間連携やコミュニケーションの不足、情報共有の不十分さを補強するものとなった (Kuijvenhoven, T., Kortleven, J., W., 2010, p.1157)。つまりは、制度改革、行政的手続き手順マニュアルの改訂、ガイドラインの改訂と追加、アセスメントツールの活用と開発が加速した。ちょうど本ケースと機を一にして児童養護に関し見直し中であった児童法は、公的調査報告を受けて、新たに児童の思いを斟酌することを1975年法の条文に加えた。

4 児童虐待スキャンダルと1990年代児童福祉

1989年児童法は、80年代に起きた一連の児童虐待の公的調査勧告にあった。より直接的には1987年の性虐待スキャンダル・クリーブランド事件の発生である。北部のクリーブランド地方で、2人の小児科医により短期間で121人の児童が公式に性虐待の診断を受け、内7割の児童は家族分離され福祉当局の監護におかれた。結果的には、96人がその後の裁判で却下された (Bomford, T., 2015, p.43)。

88年バトラー・スロス (Lord Justice Butler-Sloss) を長とする中央政府による公的調査委員会が立ち上げられ、十分なリスク調査と多機関間共働による親子等の関係修復がソーシャルワーク実践の中心でなければならぬこと等が勧告された。これを受けた89年児童法は、児童の権利の優

先から児童の権利と親の権利の均衡、公・私機関、親と専門職のパートナーシップの重要性等が加えられた。親権への配慮が入れられた背景には、クリーブランド事件では、司法的手段で強制的に家族分離を実施する専門職実践が、マスメディアによって叩かれ極めて強い非難を受けたことや、事実誤認にもかかわらず福祉局により虐待の嫌疑をかけられたことで、虐待調査の犠牲にされてしまったと訴える親たちが組織した「PAIN (Parents Against Injustice)」（Cooper, M., D., 1993, p.71）の運動も影響を与えた。

この時期には、次の2つの性虐待事件も、特に90年代半ば以降に強く意識され始めた児童虐待件数の増加に対する政策的成果やコスト効果等の当時の児童保護の政策効果への見方に影響を与えた。すなわち虐待嫌疑への介入は、単にマニュアル的法令遵守の取り調べでしかなく結果としてその家族は何等必要な支援は受けることなく、予防や効果的介入には至っていないという専門実践の問題点が指摘されたことである。

その事件の一つは、1990年代相次いで取りざたされた「儀式的虐待 (Satanic ritual abuse)」に係るスキャンダルである。オークニー島では、7人の児童が、ロッチデールでは20人の児童が「儀式的虐待」の疑いで司法的手段により家族分離された。両ケースとも審査の結果は、証拠が見つけれなかったとして帰宅させられた (Bomford, T., 2016, p.42)。これらのケースについてもメディアはソーシャルワーカーたちの対応を非難した。後日談として、20年後の2013年、当時「被害者」の嫌疑がかけられた児童の一人が、「同様のことを2度と繰り返してはならない」という思いで、彼女とその姉妹7人は父親により性虐待を受けていたことを公表した (Shoesmith, S., 2016, p.66)。

もう一つは、より問題の深さや複雑性をあらためて提示した新たな事件 (少年犯罪) の発生である。それは1993年2歳の男児 (James, Bulger) が、10歳の少年2人によりリバプール郊外のショッピングセンターで母親と買い物をしているすきに誘拐され、殺害された事件である。後になって、加害少年たちは性的虐待も加えていたことが明らか

となった。早速、BBC初め多くのマスメディアが関心を示した。中でも加害少年たちへの厳刑を求めるザ・サン紙のキャンペーンでは、約20,000人の賛同を集めた。当時の政治にも、そして、イギリス一国に止まらずその後の世界の少年司法にも大きな影響を与えた事件であった。このケースはいわゆる大人による18歳未満の児童に対する権利侵害という意味での児童虐待概念からは外れるものの、裁判過程を通して、事件の残虐性や加害少年たちの複雑な生育環境がクローズアップされた。この加害少年のうち少なくとも一人は、自らも性虐待の被害者であることが明らかにされた。そして専門家の間では、取り調べの過程で彼等もまた社会的犠牲者として、加害少年たちの断罪とは異なる彼等の剥奪要因も隠ぺいされることのないよう、より高次の専門的対応の必要性が指摘された。10歳という年齢も、「加害児」の「被害児」としての問題への適切な対応のあり方も重い課題として提起されることになった (Shoesmith, S., 2016, p.64)。

5 ヴィクトリア・クリンビエ・ケースにみる政策動向

2004年児童法、そしてシーボームの改編以降の大きな社会福祉行政組織の改編に繋がったのが、2000年に明るみに出た、まさに現代そのものの要素をすべて反映しているかのようなビクトリア・クリンビエ (Climbië, Victoria) 虐待ケースであった。1991年象牙海岸に誕生したビクトリアは、パリでよい教育を受けさせるという里帰りした父方の「おおおば」の口実で、1999年4月フランス経由でロンドンに連れ出され、2000年2月、8歳で、128カ所の検死所見としての虐待痕を残して死亡した。記録ではロンドンでの公的支援機関とのかかわりは、イーリング住宅局ホームレス部局 (1999年4月) に始まり、以後少なくとも2カ所以上の住宅局、4つの福祉局、2つの首都圏警察児童保護チーム、全国児童虐待防止協会 (NSPCC) の虐待センター、2つの病院での接触があったことがわかった (Lord, Laming., 2003, pp.2-3)。

2003年1月、レイミング (Lord, Laming) を長と

する公的調査報告書が出され、時の労働党政府は即座に2003年9月グリーンペーパー「エブリ・チャイルド・マターズ・Every Child Matters」を発表して児童福祉「改革」の方針を表明した。その中では、すべての児童のウェルビーイングにかかわる5項目—「健康で過ごせること」、「安全に過ごせること」、「楽しく学業が達成できること」、「積極的に社会に貢献できること」、「経済的安心」—の達成目標を掲げた (Department for Education and Skills, 2003)。そしてこれが、福祉、教育、保健の行政組織の統合や地方福祉局の再編により、成人サービスと児童サービスを分離しより統合的児童サービス組織を創設することや、行政責任の一本化による責任体制強化などを実現させた。新たに2004年児童法も制定された。レイミング報告を含めて多くの調査報告書で重ねて指摘され勧告され続けてきたことは、専門職（特にソーシャルワーカー）の批判的思考力と分析能力不足、他職種間での情報共有体制の貧弱さ、コミュニケーション技術や士気に関する質的劣化の度合いの加速化であった (Jurney, D., Ruch, G., 2016, p.670)。

その後のキャメロン内閣により児童保護改革のためのレビューを命ぜられたLSEのモンロー (Munro, Eileen) は、1973年以降の一連の公的調査の検証を通して、クリンビエ・ケースについてのレイミング調査での指摘が児童保護の大きなターニングポイントになったとして、次の点を強調した。経年とともに専門職実践の質的レベルが悪化し続けている。エラーのタイプは類似しているもののエラーの範囲がはるかに拡大している。加えて、専門スタッフの著しいモラルの低下をあげて、良質のソーシャルワーカーの確保の困難さにまで問題そのものが拡大しているとした。その中では、例えば、クリンビエに関与した福祉局スタッフには、イギリスでのソーシャルワーク教育や専門訓練を受けていない短期契約スタッフに依存していた実態等が指摘された (Munro, E., 2005, p.532)。このように専門機関が関与している最中での児童虐待ケースの度重なる発覚を受け、機関間連携や情報の共有、指導マニュアルの遵守だけではなく、問題の根源の一つは、専門職実践の

「質」にこそ大きな課題であるのではという認識が共有されるようになっていた。

II 児童福祉制度「改革」と「社会的投資」政策

1 「第3の道」と児童福祉「改革」—グリーンペーパー「エブリ・チャイルド・マターズ」

サッチャー政権以降の政権は、市場原理の優先、自己選択や自己責任の強調、「市民」は福祉サービスの「消費者」「顧客」と呼称されることも多くなった。その後「第3の道」を標榜した労働党政権でも同様に市場原理や選択優先の流れは踏襲された。その上で「第3の道」では、保守政権下で拡大した格差是正には、ベバリッジの保護的・消極的福祉政策ではなく、自立、活性型の積極的な社会的包摂政策を推進するとした。積極的とは、保護的・直接的な金銭給付型の福祉国家ではなく、社会的投資型政策を目指すことであった (ギデンズ, アンソニー, 佐和隆光訳, 2000, p.196)。労働党の社会的投資国家の考えは、人的資本への投資という未来志向を重視するものであった。「児童への投資」と「責任ある親」を創ることを特徴とし、政策の優先順位は未来を約束する児童の支援と教育においた (Featherstone, B., 2006, p.7)。エスピン＝アンデルセンは、社会的投資戦略とは、受け身的な所得保障への偏向から脱却し積極的労働市場政策に社会政策のベクトルを変更して、ワークライフバランスを支援し、職業訓練を施しスキルを授ける特徴があったとした (エスピン＝アンデルセン, 埋橋孝文監訳, 2003, p.282)。

このように、社会的投資国家策の考えでは、児童福祉政策は現代福祉国家にとりわけ重視された。児童福祉政策はもはやレジデュアルで周辺的社会政策ではなく中心的な政策となった。労働党政権は、不平等の是正には、将来への投資が事後の再分配と同等に重要として、所得再分配よりも機会の再分配を目指す社会的包摂政策を採用し、その中心は児童に向けた (Hndrick, H., 2005, p.456)。クリンビエ虐待ケースに対するレイミング報告の勧告は、この労働党政権に時宜を合わせたかのように、児童虐待問題は剥奪された児童へ

の社会的包摂政策として改革のスピードを加速させた。

早速、「エブリ・チャイルド・マターズ」政策も勘案して、児童虐待の制度的用語がそれまでの虐待からの「児童の保護」ではなく、「児童の安全の保障 (safeguarding of children)」というより広義の定義に変更された。地方当局の任務は単に「重大な危害 (significant harm)」や「児童虐待」に対応するだけではなく、「社会的包摂」政策としてより広範囲の児童のウェルビーイングに係る責任を持つことが示された。2006年版政府指針『ワーキング・トゲザー』は、マルトリートメントからの児童の保護、健康と発達の損傷の防止、安全で効果的なケアの保障 (HM Government, 2006, Working Together to Safeguard Children: A Guide to Inter-Agency Working to Safeguard and Promote the Welfare of Children, para 1・18) などを加えた (Parton, N., 2011, p.860)。過去30年間以上にもわたり中央・地方政府による公的調査を実施してきたにもかかわらず、一向に児童虐待事案の改善効果が見られず惨事が反復していることから、今後このような公的調査のために、これ以上の支出をしてはならないとして (Parton, N., 2014, p.47)、抜本的な児童福祉改革に着手すると表明したのである。

その枠組みは2003年のレイミング報告を受けた政府のグリーンペーパーに示された。当時の首相・ブレアはその序文で「労働党は1997年以来子ども第1主義を掲げてきた。児童貧困戦略、シェアスタート計画、教育水準向上のための施策による予防を重視してきた。しかし (クリンビエ・ケースを通して)、児童保護とすべての児童の潜在能力のより一層の実現をはからなければならない (Department for Education and Skills, p.3)」と意気込みを記した。

2 「児童保護」と「児童福祉」との“振り子”政策

1990年代半ば以降、公私の児童保護制度に関する研究、とりわけその「成果」について、「児童保護制度」に深刻な欠点があることが既に多くの研

究者や政策立案者間で共有されていた。そのなかでも特に問題とされたのは、多くの家族が虐待の「嫌疑」や虐待ケースとして公的機関の調査を受け、ケースカンファレンスが組織され、保護登録簿に児童の氏名が登録されたにもかかわらず、結果的にそれらの多くは危機介入的支援も中・長期的な支援サービスも何ら受けることなく、ただ単に公的マニュアル通りのカンファレンスや調査、氏名登録の対象とされただけに終始していたことであった。そして虐待問題解決や予防には、むしろソーシャルワーカーによる密な家族・児童福祉サービスの提供への方向転換が重要との指摘が繰り返された (Schwartz-Kenney, B., McCauley, M., Epstein, A.M., 2001, p.46)。その背景には公的調査組織の設置が相次いだ80-90年代の児童保護制度のテーマは、ソーシャルワーク介入を縮小し、伝統的な治療と予防的サービスから、当局の「ミス」をメディア等に揶揄されないよう、虐待のリスクと当該ケースのアカウンタビリティの行政管理を徹底して、「守り」の姿勢に向けられたことであった。それは、結果的にはマニュアル通りに「責め」を回避できる虐待の事実関係の調査 (investigation もしくは inquiry) の徹底遵守、公的調査報告書の勧告の度ごとに累積的に膨大化していく行政指針とガイダンス指令の遵守に特徴づけられた (Pringle, K., 1998)。

児童保護制度についてのこれらの「問題点」の指摘や動向の背景には、20世紀末欧米を中心とする国際比較研究の影響もある。それは、児童虐待問題への関心の高まりや、EU統合、エスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論 (1990年) を機に、児童虐待防止制度・政策の領域においてもギルバード (Gilbert, K) らの研究に代表されるような、比較研究が盛んとなった (田澤, 2017, pp.218-222)。その結果、研究者たちの間では、欧米を中心とする比較では、その特徴は「児童保護」指向の制度と「家族・児童福祉サービス」指向の制度という、2タイプの存在が明らかにされた (Parton, N., 2014, p.7) (表1)。

「児童保護モデル」は、児童を危害 (リスクや harm) から保護することに焦点をあてる政策の中

表1 児童虐待介入政策の特徴的パターン

	児童保護重視 (アングロ・サクソン型)	家族・児童福祉サービス重視 (大陸ヨーロッパ型)
虐待問題アプローチの枠組み	個別家族の問題・道徳的問題 残余的で選別的施策志向	社会的問題・心理的問題 包括的・普遍的施策志向
介入の政策志向	裁判的・立証目的の取り調べ 司法的 家族支援・児童福祉サービス一般とは分離	治療的・サービスニードの評価, 問題解決 児童福祉や保健サービス一般に包含
公(専門職)と親との関係	“加害者”と対立的	パートナーシップ
家族分離の考え方	法にもとづく強制型	家族の意向を重視する任意型
代表的国や地域	イギリス・アメリカ・カナダ・オーストラリア 等	ベルギー・ドイツ・フランス・オランダ・ス ウェーデン等

出所: Nigel Parton (2014) *The Politics of Child Protection Contemporary Developments and Future Directions*. Hampshire: Palgrave Macmillan pp.4-5. Ann Stafford, Nigel Parton, Shron Vincent, Connie Smith, (2012) *Child Protection Systems in the United Kingdom A Comparative Analysis*, London: Kingsley Publishers, p.57を参考に筆者作成。

心とし、一方の「家族・児童福祉サービスモデル」は普遍的予防を含む家族支援を通じた児童・家族のウェルビーイング促進に焦点を置く政策指向を採用する。「児童保護」型は特定のハイリスク児童のみを対象に起きてしまったか、起きつつあるケースへの司法的手法による責任の「ジャッジ」に主眼がある。イギリスやアメリカ等のアングロ・サクソン諸国がその典型である。一方の「家族・児童福祉サービス」型はスカンジナビア諸国やドイツ・フランス等で採用されているより予防的・普遍的に児童と親・養育者のための財政支援、助言、保育サービス等虐待に焦点化しない包括的統合的サービス施策を特徴とする (Welbourne, P., Dixon, J., 2013, pp.15-16)。

この2つのモデルは、エスピン＝アンデルセンの自由主義レジーム (アングロ・サクソン)、保守主義レジーム (大陸ヨーロッパ)、社会民主主義レジーム (北欧) という福祉レジームの特徴とも関連づけられた (Kay, K., Tisdall, M., 1996, p.85, Parton, N., 2004, p.8)。すなわち児童保護型は自由主義レジームに特徴的で、家族福祉サービス型は社会民主主義レジームに最も強くみられ、次いで保守レジームにもみられる。

1980-90年代児童保護型に基盤をおいてきたイギリスにおいても、前述のような批判や労働党政権下の社会投資政策、クリンビエ・ケースの教訓として2000年代以降の児童福祉改革では、グリーンペーパー方針等を介して児童保護型一辺倒か

ら、家族福祉サービスの「とり入れ」が見られた。児童保護のそもそもの目的は、第1には危害から児童を保護すること、第2に児童の身体的情緒的知的発達の促進、第3に親・養育者等家族ニーズの充足である。これら3目的は、すべて第1の児童の危害からの保護に包含されることでもある (Parton, N., 1999, p.149)。あわせてより最近の研究では、もう一方の家族福祉サービス型の国や地域においても変化が見られた。移民・難民・児童貧困等社会問題の複雑化や拡大に伴って、児童虐待をピンポイントにした児童保護型の知見をも取り入れる傾向がみられる。そしてこれらの動向は次第にケアの脱家族化政策や投資政策指向、より独立した児童の権利理解の広まりに伴い、狭義の危害リスクから児童を守ることに限定せず、より広い児童の福祉促進の視点が加わり、「児童中心アプローチ」という新たなモデルの提案へと至った。この考えでは狭義の危害や虐待は、児童の発達やウェルビーイングに影響を及ぼす可能性のある一要因にすぎない (Stafford, A., Parton, N., Connie, S., Vincent, S., 2012, p.51)。

Ⅲ 21世紀初頭の「児童保護」「児童福祉」

1 ベビー・Pケースとマンロー・レビューの評価

クリンビエ・ケースの教訓から政府は中央・地方の社会福祉行政組織そのものの改編や刷新、

ソーシャルワーク教育や組織の見直しを含む広義の児童福祉サービスの大胆な「切込み」を実施したにもかかわらず、労働党政権末期の2007年8月、クリンビエ虐待死事件と同管轄区域のロンドン北部・ハーリングイ (Haringey) において、またもや惨事が起きた。それは、アイルランド系イギリス人の17カ月の男児・ピーター・コネリイの虐待死であった。事件が明るみに出たのは、事件発生よりもかなり後の2008年11月、実母と同居するその男友達、男友達の兄弟の3人に殺人刑が言い渡されたことによる。ピーター家族は、既に複数の福祉専門職や保健専門職、ロンドン首都警察児童虐待調査チームの関与があり、その地域の関連専門職の間では「有名」なケースであった (Shoosmith, S., 2016, p.13)。ピーターは常習的に3人から暴力を加えられ、60回以上に及ぶ関わりを持った各専門職たちは、母親が虐待後の傷口にチョコレート塗り付けて逃れたり、嘘言を見抜けなかったことが明らかにされた (Parton, N., 2011, p.865)。

裁判を機に本ケースに関してもメディアの報道は連日、過熱した。中でも『ザ・サン』は、2008年11月15日に「美男児P：正義のための運動 (Beautiful Baby P: Campaign for Justice)」を組み、ハーリングイの担当部局の責任者や担当専門職 (ソーシャルワーカーや小児科医等) の辞任と職務上のミスとして訴追等を求める1,500,000人の請願を提出し、政府を動かした。2009年末、政府は児童保護実践改革の要は専門職への信頼にあるとして、その一新のために、「ソーシャルワーク・タスク・フォース (Social Work Task Force)」を設置した。また2010年6月の政権交替で新たに発足したキャメロン保守自由連合政府は、LESのエイリオン・マンロー (Munro, E) を指名して、「児童保護の見直し (Review of Child Protection)」を命じ、2011年4月までに報告することを求めた。

マンローは、かねてより児童ソーシャルワークは、航空産業やオイル・核産業等の高度な業界と類似の要素、すなわち家族支援と児童の生命の安全という2つの相対する目的を両立させなければならず、担当者は高次のプレッシャーに晒されるというハイリスク要因を多く含んでいることか

ら、共通する要素の多いそれらの産業の知見を参考にすべしと主張していた (Munro, Eileen., Hubbard, Alison, 2011, pp.727-730)。これらの高度に専門的でハイリスク要因の多い産業は、これまでの永年にわたる多くの失敗事例から改善を重ね、併せて最先端の科学成果を駆使することでより安全で効率的なパフォーマンスを達成してきた豊富な実績があり、ソーシャルワーク実践もこれに学ぶことが多いとした。

この主張の背景の1つには、1973-94年までのイギリスで実施された虐待についての公的調査報告書45ケースのレビューから、各報告書で反復されている結論の多くは、ソーシャルワーカーが使用している理論が不明確であること、つまりはソーシャルワーカーが調査とアセスメントを適切に行うための必要な理論が欠如していることとした。それには更なるより高次の教育や研修が必要であると勧告した。そしてソーシャルワーカーは、より明示的系統的に実践を概念化するための新たな理論の修得が必要であると主張した (Munro, Eileen., 1998, pp.89-96)。そのためにマンローは、虐待事例の介入には「人間中心 (person-centred) アプローチ」の採用、責任についての考え方、パフォーマンス・マネジメントシステムの3要因についてあらためて組織的に見直されることが必要とした。70年代以降の児童保護制度や実践は、実践の誤りは「エラーをした個人」の責任に帰し、組織はマニュアルを積み重ねて実践者を管理・統制するという考え方が「文化」とされてきた伝統があると批判し、現在のソーシャルワーカーたちの独創性や学習意欲を奪うような防御的行政システムを、まずは改善することが必要と言及した (Munro, Eileen, 2010, p.1135)。

2011年5月の児童保護レビューに関するマンローの最終報告書 (Department for Education, The Munro Review of Child Protection: Final Report A Child Centred System, May, 2011, CM 8062, London: The Stationery Office) における15の勧告では、コーウェル・ケース以降、集積されてきた行政機構とマネジリアリズムについて批判的検証をした。児童保護システムはトップダウンシステ

ムでかつ、コンプライエンス主導のシステムであり、専門職は時間的にも制度的にも、もはや専門的意思決定をなす余裕のない実態を批判した。そしてもっと児童とその家族のニーズに柔軟に対応できる制度に変わる必要があること、調査マニュアル手続き手順とタイムスケジュールは緩和の方向での見直しが必要なことなどを列挙した。総括的には現行の児童保護システムは司法的「取り調べ」調査と訴追に焦点化された対審式の域を出ていない、とされた (Stafford, Ann., Parton, Nigel., Vincent, Sharon., Smith, Connie., 2012, pp.229-230)。マンローは最終報告書の冒頭で、「専門的見地からみて、児童と家族支援の最善の方法を構築するために児童保護制度に要求されるのは、『コンプライアンス遵守の文化』から『科学や理論重視の文化』へ移行されるべきことである」。それには、まず「主要な行政マニュアルの総量をラディカルに圧縮すること」を勧告した (Df E, May, 2011, CM 8062, pp.5-6)。

2 連立政権下の「モラル崩壊 (Broken Britain)」, 「大きな社会」への転換

政権に就いたキャメロン内閣は「我々は“大きな政府”から“大きな社会”に基本的枠組みを変える必要がある。“大きな社会”はアイデアや改革のためには何よりも国民を信頼する社会を実現することである」と宣言した。少年犯罪や児童虐待事件はイギリスの「モラル崩壊」の恰好の実例とした。早速、2010-2014/15年間に構造的赤字を減少させ公的債務を縮小させ、税制や生産的投資による「新しい経済モデル」を策定して国家福祉の規模・範囲を縮減し、トップダウンの規則や公的サービスを減らしボランティアと第3セクターを優先させる計画を表明した (Parton, N., 2014, p.113)。

児童福祉領域については、労働党時代の「エブリ・チャイルド・マターズ」計画の続行には何ら言及せず、マンローに児童保護レビューを命じた。それに対しマンローは既述の通り、過剰な官僚主義的コンプライアンス中心制度から専門職の価値や専門性を向上させ児童の安全と福祉を中心

に置く制度への転換の必要性を報告した。しかし、「大きな社会」をモットーに掲げる政府にとっては、労働党時代の児童貧困減少のためのインクルージョン政策の一環としての児童福祉への支出は、もはや負の遺産でしかなく、児童福祉サービスは大きく削減の対象へと変化した。児童保護政策についても家族福祉という包括的予防的要素を緩和的に包含した政策から、再度、それ以前までの児童保護に限定する狭義に回帰した。“大きな社会”では、より新自由主義を強調し福祉改革や公的福祉のサービス供給原則は、民間等への「下請契約」と「成果に基づいた支出」の徹底にあり、市場のロジックをより拡大・深化させようとした。それは、福祉権の縮減のみならず、親の責務の強化と労働や婚姻の促進と相まっていた (Boshel, H., Powell, M., 2016, p.266)。その結果、サービス供給における私的セクター組織と福祉ビジネスの役割や比重はますます増強された。

そのような状況下、2014年5月、『ザ・ガーディアン』紙が、突如、教育省は児童保護についてプライベート・サービス化を考えていると報じた (Butler, P, “Private Child Protection Services, Department for Education Proposes” in the Guardian, 16, May 2014)。記事によれば、教育大臣が、児童保護サービスを企業へのアウトソーシングの可能性に言及したとする主旨であった。直ちに、マンローを始めとする関連領域の研究者達は、児童保護の市場化はより多くの児童を要養護状態にしてしまうか、もしくはより虐待のリスク状況を長期化させてしまう可能性が大きいとして強く反論した。児童をリスクから保護するのは国家の責任であって、営利組織や団体に委任されるべき問題ではないと主張した。これらの抗議により、政府はひとまず、この要求を「後退」させたが、「ビッグ・ソサイアティ」の考えでは、伝統的価値の強調という道徳規範を盾に、国家福祉政策に対する攻撃を正当化した (Rogwski, S., 2016, p.8)。

3 現代ソーシャルワークの見直し

マリア・コーウェルの児童虐待ケースを嚆矢に、イギリスの児童保護に対するメディアの対応

は、少なからず、本来的政策論とメディアに左右される「世論（感情）」政策とが交錯して、「惨事」をより拡大し、政策論が時にメディアの市場獲得合戦に引き込まれた感すらした。そのことがまた、「惨事」の反復や専門職の個人的「ミス」と「責任」に帰す文化を累積し、結果的に組織的課題は隠蔽されがちであった。そして専門職たちの「脅威」への過剰反応と、マンローのいうコンプライエンス遵守の官僚機制的文化に拍車をかけるという悪循環を繰り返してきたことは否めない。

1970-90年代の虐待スキャンダルは、児童福祉機関やその専門職の「過失」に同調するマスメディアの主張が強く人々に刷り込まれた。それが人々の関心を引き更なるメディアの押取によって過熱した。そして一般の人々や利用者にとっては、福祉専門実践の質や福祉専門職への強い不信感、一たび介入されることへの家族たちの「恐怖」、一方の専門職にとっては、有責の矛先を忌避のためのアカウントビリティの制度的遵守を後押ししてきた。この30年間以上のメディアの矛先は、児童保護専門職のコンペテンスと、アカウントビリティやモチベーションに向けられた(Ayre, P., 2001, pp.890-892)。その結果、児童保護サービスや専門機関への信頼そのものをも大きく失墜させることになった。ソーシャルワーカー側にとっては、「ミスをしでかすこと」への恐怖が過度の防御の実践を招き、児童への支援の活動よりも制度遵守を第一義とする職業文化的風土を創出することになり、メディアの動向が政策にも大きな影響を与え続けるようになった。

2007年ベビーP以降の社会福祉改革においては、ソーシャルワークとメディアの動向（世論への「刷り込み」）のインパクトは無視できないポピュリズム時代の政策課題となった。ソーシャルワーク・タスク・フォースの勧告に従って新設された国立教育機関（College of Social Work）では、早速、初のメディアセンターを創設し、メディア理論に関する研究とソーシャルワーカーのためのメディアガイドを入れた。メディアとソーシャルワークの対立の構図が頂点に達したのは、ベビーP事件であった。当時のハーリングイ児童サービ

ス部長・シュースマス（Shoesmith, S）等関係者が解任されるまでメディアは激しく叩いた（2009年4月当局は彼女を含め5人を解任）。事件発覚時の2008年当時、すべての政党がブレスの主張を支持した。2008年11月11日から12月2日までの3週間に限定しても、ベビーPに関する2,054の記事が新聞紙上に掲載され、そのうちの216の記事は『ザ・サン』であったとされる（Warner, J., 2014, pp.1637-1638）。

パートン・Nは、時のキャメロン政府は「モラル崩壊社会」を立て直し「大きな社会」実現に向けての好機として、児童虐待スキャンダルと専門職の「失敗」とを結びつけようとした、と批判した。すなわち、ピーターの惨事はイギリスのモラル変容として、また専門職実践の低下として人々をパニックに陥らせただけでなく、これを恰好の「口実」に、かつてない規模で合法的に「政策の乱用」による制度「改正」に向かわせる機運にした、と批判した（Partn, N., 2014, pp.76-77）。ワーナー・Jもまた、特にピーターをめぐるケースの取り上げ方について、本来なら政策議論としてあるべきことが世論の「感情論」を背景に、法制に結びつけようとする断じて批判されるべきで、感情・道徳論と児童保護制度論とは厳密に区分されるべきことと、その手法にパートン同様に批判的見方を表明した（Warner, J., 2014, p.1641）。

昨今のソーシャルワークの本質論の過程では、サッチャー政権以降のコミュニティケア政策における積極的なマネジメント主義の導入が、そもそもソーシャルワークとは何かの議論の前に、結果的に脱ソーシャルワーク化を加速させた。また、メディアの執拗な専門実践と実践者「叩き」や、児童福祉領域における児童保護の司法化志向は、専門実践に法令遵守と「調査官（investigator）」であることを求め続けた。さらに昨今の福祉ビジネス化優位という社会福祉への強い「逆風」にあって、マンロー報告を機に、あらためて本来的、そして現代的ソーシャルワークの本質を問う議論が興隆することになった。背景には関係者たちの福祉ビジネスへの傾注に対抗して、ソーシャルワークが立脚してきた価値や社会正義、社会的変革等

表2 ソーシャルワークの本質論争

報告者	任命主体	報告書名	特色	備考
Navey, M	教育大臣	Making the Education of Social Workers Consistently Effective (2014)	①公的機関の児童ソーシャルワークは児童保護を中心とする ②児童保護は児童の安全を守ること ③イギリスにはもはや単独のソーシャルワーク専門職は存在しない	・狭義の定義を採用
Croisdale-Appleby, D	保健大臣	Re-visioning Social Work Education, An Independent View (2014)	①ソーシャルワークは独立した単独の専門職 ②IFSWの定義を採用。 ③ソーシャルワークは虚弱な人々を保護するだけではなくサービス利用者をエンパワメントし変革をもたらすよう反復的な実践と理論を適用しなければならない。	・広義の定義 (IFSW) を採用

Higging, Harfyn, Papple, Keith, Crichton, Nicola (2016) 'The Dilemmas of Contemporary Social Work: A Case Study of the Social Work Degree in England' British Journal of Social Work, Vol. 46-3, pp.621-622より作成。

の伝統的基盤とは異質のものであることへの憂慮や危機感も存在する。政治情勢による政策の継続性の中断に伴うめまぐるしい政策方針の「混迷」や社会正義の再定義等による不透明性もまた、新たな課題を醸成している。

児童保護活動の「失敗」ケースから集積されたソーシャルワークに関するそもそもの関心は、ソーシャルワーク教育が専門職実践と乖離し、問題解決のための適切な資質を欠如しているのではという「問い」に始まった。その結果、要求される力量とは具体的には何で、それをいかに獲得させるのかという、資質と専門養成教育の問題に至った。統合的職能団体として1971年英国ソーシャルワーカー協会 (BASW) 創設から約半世紀が過ぎ、ソーシャルワークは今、本質論をも含みながらあらゆる側面において混迷期に直面している。その混迷の象徴は、教育省と保健省の間でソーシャルワークの定義や教育 (特に児童ソーシャルワーク) をめぐる見解の相違が明確になったことである。

具体的には、現在の児童ソーシャルサービスの管轄省である教育省は2014年、Navey, Mを指名して、『Making the Education of Social Workers Consistently Effective. London: Department for Education』と題するソーシャルワークに関する見解を出した。同じ年、保健省は、Croisdale-Appleby, Dを指名して、ソーシャルワーク教育についての見解を、『Re-visioning Social Work

Education, An Independent View, London: Department of Health』として公表した。両者の違いは、教育省はソーシャルワークを狭義にとらえ、児童ソーシャルワークは児童保護に限定し、ジェネリック・ソーシャルワーク専門職は存在しないという立場を明確に採用し、一方の保健省は反対にソーシャルワーカーは独立した単一の専門職であり、国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW) の定義に準拠する広義の立場を表明したことである (Higging, H., Papple, K., Crichton, N, 2016, pp.621-623) (表2参照)。このように中央政府の中でも、狭義と広義とに二極化したソーシャルワークのとらえ方が公式に提示され、今後、専門職がどちらの方向に向かうかは目下、ますます不確実性や混迷度が強くなった。

このようなソーシャルワークの本質をめぐる論争は、財源の削減、社会のソーシャルワーク専門職に対する懐疑的論調、私的営利セクターを増殖させる福祉政策そのものの危機の時代にあって、そのダメージは極めて大きく、社会福祉政策にとってのマイナス要因も大きいと言えよう (Bomford, T., 2015, p.38)。

まとめと課題

そもそもイギリスにおいて、救貧政策からは独立したいわば近代的児童福祉思考のオリジンは、1870-80年代の民間の児童虐待への介入とそれを

オーソライズする立法の制定に始まったといえる。それがリバプール児童虐待防止協会という民間有志のチャリティ活動の組織化であり、全国児童虐待防止協会（NSPCC）という全英的組織に結実し、1889年には初の児童虐待防止法成立に至った。その後も「児童虐待」という幾多の児童の権利侵害を契機に、現代イギリスの児童福祉政策や制度のみならず、社会福祉政策全体が影響を受け展開されてきた。1980年代以降の社会福祉の特徴を集約すれば、準市場化と児童保護領域に象徴されるといっても過言ではないであろう。そして、1990-2000年代初めの児童福祉の要は、「児童保護」というターム自体が「児童福祉」と同義語とされる如く、児童虐待「事件」の発覚が牽引してきたといえる。

1997年成立の労働党政権は、クリンピエ・ケースを教訓に、一時的には、それまでの狭義の児童保護方針やレジデュアルな児童福祉観を修正して包括的・予防的・普遍的児童・家族福祉への指向を強めた。しかし、2008年ピーター・ケースの発覚とメディア報道の過熱化により、再び狭義の児童保護指向への装備を始めたようにみとれる。その後の保守・自由政権への交替も「経費削減」として加わった。これらの動向にあって昨今の児童福祉言説は、流動化・多元化・個人化、グローバル化等の時代的特徴も手伝って、反福祉主義（反保護主義的福祉国家）と市場化・ビジネス化・マネジメント主義がより加速傾向にある。ケアやコントロール、変革というソーシャルワークの伝統的思考からマネジメントとビジネス思考にあっさり変貌した。

加えて2016年6月のヨーロッパ連合からの離脱にも象徴的なように、福祉国家として構築されてきた価値や「レガシー」は、「財政難」、市場至上主義を理由に福祉施策の継続性の「中止」が相次いで表明されている。意思決定に及ぼす政治的要因の不安定性が「むき出し」になっている。ソーシャルワークそれ自体が、伝統的、本質的に、不確実性や多様性、曖昧性を内包しているとしても、それをほかに先駆けて近代社会の知と合理主義により一つの独自の専門領域として政策や実践

を構築してきたイギリスが、あるいはそういう国だからこそ、COS時代以来の原型に対する現代的切り込みも込め新たな時代的含意と目的、その特質的内容の確認や再レビューという原点にいち早く立ち戻ったともいえよう。後退か前進かという類の問題ではなく、ソーシャルワークのアイデンティティや概念について、異次元の問題や「フラグメンテーション」を内包する積極的提起として向き合う必要のあるビッグ・イシューである。そして、それはイギリス一国や特定の一地域だけの特徴的現象にとどまらず、今やグローバルに価値や課題を共有する社会福祉政策やソーシャルワーク自体の本質が直面している喫緊の実態と課題であると考えられることができるのではなかろうか。

参考文献

- Ayre, Patrick (2001) 'Child Protection and the Media: Lessons from the Last Three Decades' *British Journal of Social Work*, Vol.31-6, pp.887-901.
- Bomford, Terry (2015) *A Contemporary History of Social Work Learning from The Past*, Bristol: Policy Press.
- Boshel, Hugh., Powell, Martin (2016) *The Coalition Government & Social Policy, Restructuring Welfare State*, Bristol: Policy Press.
- Cooper, M, David (1993) *Child Abuse Revisited Children, Society and Social Work*, Buckingham: Open University Press.
- Department for Education and Skills (2003) *Every Child Matters*, CM5860, London: The Stationery Office.
- Featherstone, Brid (2006) 'Rethinking Family Support in the Current Policy Context', *British Journal of Social Work*, Vol.36-1, pp.5-19.
- Frost, Nick., Parton, Nigel (2009) *Understanding Children's Social Care, Politics, Policy and Practice*, London: The Sage Publish.
- Hendrick, Harry (2003) *Child Welfare Historical Dimensions Contemporary Debate*, Bristol: Policy Press.
- (2005) *Child Welfare and Social Policy*, Bristol: Policy Press.
- Higging, Marfyn., Popple, Keith., Crichton, Nicola (2016) 'The Dilemmas of Contemporary Social Work: A Case Study of the Social Work Degree in England', *British Journal of Social Work*, Vol.46-3, pp.619-634.
- Hopkins, Grahan (2007) 'Abused Scandals - Children Fatal Failings', *Community Care* 11-17 January.
- Jack, Gordon (1997) 'Discourse of Child Protection and Child Welfare', *British Journal of Social Work*, Vol.27-5, pp.659-678.

- Turney, Donielle, Ruch, Gillian (2016) 'Thinking about Thinking After Munro: The Contribution of Cognitive Interviewing the Child Care Social Work Supervision and Decision-Making Practice', *British Journal of Social Work*, Vol.46-3, pp.669-685.
- Kay, K., Tisdall, M., (1996) *Child Welfare Reviewing Framework*, London: HMSO.
- Kuijvenhoven, Tirza., Kortleven, J., Williem (2010), 'Inquiries Into Fatal Child Abuse in the Netherland: A Source of Improvement', *British Journal of Social Work*, Vol.40-4, pp.1152 - 1173.
- Lord, Laming (2003) *The Victoria Climbié Inquiry Summary Report of An Inquiry*, London: HMSO.
- Munro, Eileen (1998) 'Improving Social Workers Knowledge Base in Child Protection Work', *British Journal of Social Work*, Vol.28-1, pp.89 - 105.
- (2005) 'A Systems Approach to Investigating Child Abuse Death', *British Journal of Social Work*, Vol.35-4, pp.531 - 546.
- (2010) 'Learning to Reduce Risk in Child Protection', *British Journal of Social Work*, Vol.40-4, pp.1135 - 1151.
- Munro, Eileen., Hubbard, Alison (2011) 'A System Approach to Evaluating Organisational Change in Children's Social Care', *British Journal of Social Work*, Vol.41 - 4, pp.726 - 743.
- Parton, Nigel (1999) *Child Protection and Family Support*, London: Routledge.
- (2011) 'Child Protection and Safeguarding in England: Changing and Competing Conception of Risk and Implications for Social Work', *British Journal of Social Work*, Vol.41-5 pp.854 - 875.
- (2014) *The Politics of Child Protection Contemporary Developments and Future Direction*, Hampshire: Palgrave Macmillan.
- Pringle, Keith (1998) *Children and Social Welfare in Europe*, Buckingham: Open University Press.
- Rogowski, Steve (2016) *Social Work with Children and Families Reflection of a Critical Practitioner*, London: Routledge.
- Schwartz-Kenney, Beth., McCauley., Michelle, Epstein, A., Michelle (2001) *Child Abuse A Global View*, London: Greenwood Press.
- Shoesmith, Sharon (2016) *Learning From Baby P The Politics of Blame, Fear and Denial*, London: JessicaKingsley Publishers.
- Stafford, Ann., Parton, Nigel., Vincent, Sharon., Smith, Connie (2012) *Child Protection Systems in the United Kingdom, A Comparative Analysis*, London: JessicaKingsley Publishers.
- Stevenson, Olive (1999) *Child Welfare in the UK1948-1989*, Oxford: Backwell Science.
- Warner, Jonne (2014) 'Heads Must Roll? Emotional Politics, the Press and the Death of Baby P', *British Journal of Social Work*, Vol.44-6, pp.1637 - 1654.
- Welbourne, Penelope., Dixon, John (2013) *Child Protection and Child Welfare, A Global Appraisal of Cultures, Policy and Practice*, London: JessicaKingsley Publishers.
- エスピン=アンデルセン, 埋橋孝文監訳 (2003) 『転換期の福祉国家』早稲田大学出版会。
- ギデンズ, アンソニー, 佐和隆光訳 (2000) 『第3の道』日本経済新聞社。
- 田澤あけみ (2017) 「国際比較研究にみる児童福祉政策の類型化」『立正大学社会福祉研究所年報』第19号立正大学社会福祉研究所, pp.209 - 229。

(たざわ・あけみ)

Child Welfare Policy and Child Protection System Learning from the UK

Akemi TAZAWA*

Abstract

This paper aims at review how child welfare policy and child protection system growth through the affairs concerning child abuse and neglect in the UK. The UK adopted a leading of welfare state following the Bevaridge Report. Since the mid-1970s, by tragic child abuse scandals disclosure following, when the turning point of construct the child protection system independently of traditional child welfare systems. And also, after that, these scandals are growing seriously an issues of national significance and looks important social problems affecting on policy agenda. Recently the Munro Reviews on the Child Protection System in the UK has made important proposal to reform the systems one of which is about social work competency has to be more supported systematically and more emphasize progressively.

Keywords : Child Protection, Inquiry Report, Munro Review, Social Work Education

* Professor, Faculty of Social Welfare, Rissho University